

南部地区市町村議会議長会会則

第1条 本会は、南部地区市町村議会議長会と称し、南部地区各市町村議会議長(那覇市を除く)をもって組織する。

第2条 本会は、事務局を那覇市旭町116番地37に置く。

第3条 本会は、地方議会の円滑な運営と地方自治の振興発展を図ることをもって目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 地方議会運営の研究並びに講習会の開催
- (2) 地方自治の振興発展に関する調査研究
- (3) 市町村自治機関並びにその他関係団体との連絡協調
- (4) その他目的達成に必要な事項

第5条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定例総会及び臨時総会とする。定例総会は、毎年2回、1月、10月に開催し、必要に応じ臨時総会を開く。

第6条 総会及び役員会は、会長がこれを招集する。

第7条 総会及び役員会に於ける議長の職務は、会長がこれを行う。但し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行し、会長、副会長ともに事故あるときは、その会議に出席している者の中から仮議長を選挙し、その者をして議長の職務を行わせる。

第8条 総会及び役員会の会議は、その構成員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 前項の会議の議事は、出席しているものの過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長はその構成員として議決に加わる権利を有しない。

第9条 やむを得ない理由のために役員会及び総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第8条第1項及び第2項の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第10条 本会に会長1人、副会長2人、監事2人をおく。

第11条 本会の役員は、総会において互選する。

第12条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は会計を監査し、役員会に出席して意見をのべることができる。

第13条 役員任期は、2年とし、選挙に日からこれを起算する。

2 前任者の任期満了の日後に選挙を行った場合においては、前任者は後任者の就任するまでなお存在する。

3 補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 役員には、報酬、費用弁償を支給することができる。

第15条 本会に事務職員を置くことができる。

2 事務局職員は、会長の命をうけ本会の事務を掌理する。

第16条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

2 会費の負担額及び納入については、毎年度予算の定めるところによる。

第17条 本会の毎年度の歳入歳出予算は、年度開始前に役員会及び総会の議決を経なければならない。

2 本会の会計年度は、政府の会計年度による。

第18条 本会の決算は、役員会の認定に付し、翌年度の通常予算を議する総

会に報告し、その承認を経なければならない。

第19条 この会則は、総会の議決を経なければこれを変更することはできない。

第20条 この会則の施行に関し、必要なる事項は役員会において決定する。

附 則

この会則は、1949年2月5日からこれを施行する。

附 則

この会則は、1970年8月24日からこれを施行する。

附 則

この会則は、1971年5月25日からこれを施行する。

附 則

この会則は、1971年8月19日からこれを施行する。

附 則

この会則は、1972年3月10日からこれを施行する。

附 則

この会則は、1978年10月6日からこれを施行する。

附 則

この会則は、1996年10月7日からこれを施行する。

附 則

この会則は、2002年10月22日からこれを施行する。

附 則

この会則は、2004年8月19日からこれを施行する。

附 則

この会則は、2006年10月5日からこれを施行する。

附 則

この会則は、2007年7月19日からこれを施行する。

附 則

この会則は、2009年7月22日からこれを施行する。

附 則

この会則は、2020年7月21日からこれを施行する。